

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 1
- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 2
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 3
- するめいかに関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 3
- 農業振興地域の区域の変更 (2 件) (農村振興課取扱い) 3
- 県営土地改良事業の工事の完了 (8 件) (農地整備課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 5
- 都市計画都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針の変更 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更 (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画道路事業の認可 (2 件) (都市計画課取扱い) 6
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (2 件) (都市計画課取扱い) 7
- 令和 6 年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 8

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2 件) (建築課取扱い) 8

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員等検定合格者審査実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 260 号

国土利用計画法 (昭和 49 年法律第 92 号) 第 9 条第 1 項の規定により, 土地利用基本計画を次のように変更した。

なお, 変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は, 鹿 児 島 県 総 合 政 策 部 地 域 政 策 課 並 び に 関 係 市 役 所 及 び 関 係 町 村 役 場 に お い て 縦 覧 に 供 す る。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

変更の要旨

土地利用基本計画図の農業地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町 村
農業の振興を図る必要のない区域の農業地域からの除外	鹿 児 島 市 及 び 霧 島 市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	鹿 児 島 市, 出 水 市, 薩 摩 川 内 市, 日 置 市, 南 さ つ ま 市, 南 九 州 市, 始 良 市 及 び さ つ ま 町

鹿児島県告示第261号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除予定保安林の所在場所
伊佐市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
鉱業用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び伊佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第262号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量
34.3トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	5.8トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	21.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	0.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	7.0トン

鹿児島県告示第263号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により，くろまぐろ（小型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について，本県に定められた数量
14.2トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.9トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	5.2トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（上半期）	0.9トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚） 漁業（下半期）	1.8トン

鹿児島県告示第264号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
8.9トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	5.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	2.9トン

鹿児島県告示第265号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、するめいかに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県するめいか漁業	現行水準

鹿児島県告示第266号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、鹿児島農業振興地域の区域（令和2年3月24日鹿児島県告示第295号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び鹿児島地域振興局農林水産部農政普及課並びに鹿児島市産業局農林水産部農政総務課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第267号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、霧島農業振興地域の区域（令和2年3月24日鹿児島県告示第296号による変更後の区域）を次のとおり変更する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

霧島農業振興地域の区域

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県農政部農村振興課及び始良・伊佐地域振興局農林水産部農政普及課並びに霧島市農林水産部農政畜産課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第268号

土地改良事業県営農村地域防災減災（農村災害対策整備）（旧：県営用排水施設整備（用排水施設））（農業用排水施設整備）伊唐地区の工事は、令和 5 年 6 月 16 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第269号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）第二曾於南部地区の工事は、令和 2 年 5 月 27 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第270号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備）曾於南部地区の工事は、令和 3 年 10 月 6 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第271号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）曾於南部地区の工事は、令和 3 年 10 月 29 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第272号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備）第二曾於南部地区の工事は、令和 3 年 11 月 5 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第273号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び農道整備）第三曾於南部地区の工事は、令和 4 年 3 月 29 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第274号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備）第四曾於南部地区の工事は、令和 4 年 12 月 14 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第275号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備）第四曾於南部地区の工事は、令和 5 年 2 月 21 日に完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第276号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、

国土交通省九州地方整備局河川部水災害予報センター長から令和 5 年 11 月 21 日鹿児島県告示第 852 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 2 月 29 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 277 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、九州農政局喜界島農業水利事業所長から令和 6 年 2 月 2 日鹿児島県告示第 74 号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 2 月 29 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第 278 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び南薩地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

区域の名称	区	域
桜馬場地区	次に掲げる標柱の 1 号から 14 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 14 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに 15 号から 25 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 15 号と 25 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1 号 12 号 13 号 14 号	枕崎市桜山町 272 番 2
	2 号	枕崎市桜山本町 21 番 2
	3 号 4 号 5 号	枕崎市桜山本町 21 番 1
	6 号 7 号 8 号 15 号	枕崎市桜山本町 20 番 1
	16 号	
	9 号 10 号 24 号 25 号	枕崎市桜山本町 18 番
	11 号	枕崎市桜山町 270 番 1
	17 号	枕崎市桜山本町 34 番
	18 号	枕崎市桜山本町 36 番
	19 号	枕崎市桜山本町 37 番
	20 号	枕崎市桜山本町 39 番
	21 号	枕崎市桜山本町 45 番
	22 号 23 号	枕崎市桜山本町 12 番
山手町 2 地区	次に掲げる標柱の 1 号から 18 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 1 号と 18 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	
	標柱	標柱の所在地
	1 号 2 号 3 号	枕崎市山手町 179 番 1
	4 号	枕崎市山手町 179 番 3
	5 号 6 号 7 号 8 号	枕崎市山手町 177 番
	9 号 14 号 15 号	
	10 号	枕崎市山手町 174 番
	11 号 12 号	枕崎市山手町 144 番
	13 号	枕崎市山手町 125 番
	16 号	枕崎市山手町 115 番
	17 号	枕崎市山手町 181 番

鹿児島県告示第279号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
鹿児島市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
鹿児島都市計画区域、吉田都市計画区域、喜入都市計画区域、松元都市計画区域及び郡山都市計画区域

鹿児島県告示第280号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類
鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
市街化調整区域から市街化区域に変更した部分
鹿児島市岡之原町、西別府町、五ヶ別府町、田上町、星ヶ峯三丁目、緑ヶ丘町、川上町、西伊敷七丁目、吉野二丁目、吉野町、伊敷台四丁目、小野町、小野三丁目、小野四丁目、明和二丁目、西陵二丁目、西陵七丁目及び西陵八丁目の各一部
市街化区域から市街化調整区域に変更した部分
鹿児島市緑ヶ丘町、川上町、岡之原町、吉野町、伊敷台四丁目、伊敷台七丁目、小野三丁目、西陵二丁目、西陵七丁目、光山二丁目、東坂元四丁目、坂元町、稲荷町、清水町、下田町、伊敷町、西伊敷一丁目、西伊敷二丁目、西伊敷七丁目、伊敷五丁目、伊敷八丁目、小野町、田上五丁目、田上八丁目、田上台四丁目、星ヶ峯六丁目、山田町、中山町、清和二丁目、自由ヶ丘二丁目、錦江台一丁目及び下福元町の各一部

鹿児島県告示第281号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので、次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・112号向川原惣福線
- 3 事業施行期間
令和6年3月29日から令和14年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
鹿児島市清和四丁目及び上福元町字櫻松地内
- (2) 使用の部分
なし

鹿児島県告示第282号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により，都市計画事業を認可したので，次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
鹿屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿屋都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・11号文化線
- 3 事業施行期間
令和6年3月29日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
鹿屋市西原一丁目，上谷町及び北田町地内
 - (2) 使用の部分
なし

鹿児島県告示第283号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
指宿市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画下水道事業
 - (2) 名称 指宿市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年3月9日から令和13年3月31日まで（変更前令和6年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 施行者の名称
徳之島町
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 徳之島都市計画下水道事業
 (2) 名称 徳之島町公共下水道
 3 事業施行期間（変更なし）
 平成17年12月28日から令和10年3月31日まで
 4 事業地
 (1) 収用の部分
 変更なし
 (2) 使用の部分
 平成18年1月13日鹿児島県告示第100号，平成19年11月9日鹿児島県告示第1687号，平成25年12月27日鹿児島県告示第1266号，平成30年3月30日鹿児島県告示第408号及び令和5年3月22日鹿児島県告示第256号の事業地のうち大字亀津字阿屋日堂地内において事業地を変更し，同事業地に大字亀津字黒目堂を加える。

鹿児島県告示第285号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第1項及び第118条の規定により，令和6年度第2・3・4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和6年3月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
 (1) 男子
 自衛官候補生
 (2) 女子
 自衛官候補生
 2 募集期間
 (1) 男子
 令和6年4月1日から同年5月30日まで
 (2) 女子
 令和6年4月1日から同年5月30日まで
 3 試験期日
 (1) 筆記試験（WEB試験）
 令和6年6月3日から同月9日まで
 (2) 口述試験及び身体検査
 令和6年6月8日から同月9日まで
 4 応募年齢
 (1) 採用予定月の1日現在，18歳以上33歳未満の者
 (2) 32歳の者は，採用予定月の末日現在において，33歳に達していない者

5 試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
薩摩川内市冷水町字上床539番地2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

6 応募手続

応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお，志願票は，各市町村において交付する。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)

薩摩川内市五代町字若宮後3090番1, 3091番1, 3091番3, 3093番, 3096番, 3098番, 3102番, 3103番, 3107番1の一部, 3109番, 3110番, 3114番, 3093番地先里道の一部及び3096番地先水路の一部

- 2 公共施設の種類, 位置及び区域
公園 薩摩川内市五代町字若宮後3090番1の一部及び3091番1の一部

- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩川内市西開聞町15番11号
昭和産業株式会社
代表取締役 橋口知章

.....
開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(2 工区)

薩摩川内市五代町字若宮後3048番1, 3049番1, 3049番3, 3049番4, 3049番5, 3049番6, 3049番7, 3049番8, 3049番9, 3049番10, 3049番11, 3055番4, 3061番, 3062番, 3063番, 3064番, 3065番, 3066番, 3067番, 3068番, 3070番, 3071番及び3072番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
薩摩川内市西開聞町15番11号
昭和産業株式会社
代表取締役 橋口知章

公安委員会公告

警備員等検定合格者審査実施公告

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第6条の規定により、鹿児島県公安委員会が行う審査（学科試験及び実技試験を受験する者に限る。以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

- 1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格

- (1) 空港保安警備業務1級
検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第1項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第2項に規定する1級に係るもの（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

- (2) 空港保安警備業務2級
空港保安警備に係る旧1級検定又は旧検定であって旧規則第1条第2項に規定する2級に係るもの（以下「旧2級検定」という。）に合格した者

- (3) 施設警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (4) 施設警備業務 2 級
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
 - (5) 交通誘導警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (6) 交通誘導警備業務 2 級
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
 - (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
 - (9) 貴重品運搬警備業務 1 級
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
 - (10) 貴重品運搬警備業務 2 級
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査対象外の者
- 1 に該当する者のうち、次に掲げる者は、学科試験及び実技試験の全部が免除されるので、本審査の対象外とする。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者
 - (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者
- 3 検定合格者審査の実施日時及び場所
- (1) 実施日時
令和 6 年 5 月 14 日（火）午前 9 時から午後 1 時まで（午前 8 時 30 分までに当該旧検定合格証を持参の上、鹿児島県警察本部 1 階正面玄関ロビーに集合すること。）
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）
- 4 検定合格者審査の方法
- (1) 1 級の検定合格者審査
ア 学科試験
イ 科目
a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
b 法令に関すること。
c 警備業務の実施に関すること。
d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 問題数
10 問
イ 実技試験
イ 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
イ 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施
 - (2) 2 級の検定合格者審査

ア 学科試験

(ア) 科目

- a 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
- b 法令に関すること。
- c 警備業務の実施に関すること。
- d 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 問題数

10問

イ 実技試験

(ア) 科目

警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(イ) 内容

徒手の護身術の基本動作を1種類実施

- (3) 各級とも学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

5 申請手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和6年4月8日（月）から同月19日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前8時30分から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 検定規則附則第10条の審査申請書（検定規則別記様式。以下「審査申請書」という。）
1通

イ 鹿児島県公安委員会以外の都道府県公安委員会から旧規則第8条の規定に基づく合格証（以下「旧検定合格証」という。）の交付を受けた者にあつては、次のいずれかの書面

(ア) 鹿児島県内に住所地を有する者にあつては当該住所を疎明する書面 1通

(イ) 鹿児島県内の営業所に属する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1葉

エ 旧検定合格証の写し 1通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

(ア) 鹿児島県内に住所を有する者

受審者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(イ) 鹿児島県外に住所を有する者で、鹿児島県内の営業所に属する警備員

受審者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(ウ) 鹿児島県公安委員会から旧検定合格証の交付を受けている者で、鹿児島県内に住所地及び所属する営業所がないもの

鹿児島県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受審者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受審者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 審査手数料

4,700円（4,700円分の鹿児島県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。）

なお、審査申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 合格者の発表及び成績証明書の交付

(1) 合格者の発表は、検定合格者審査当日、検定合格者審査の実施場所において行う。

(2) 検定合格者審査当日、合格者には検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 その他

受審希望者は、1の(1)から(10)までの検定合格者審査のうち、いずれかの審査についてのみ申請することができる。

9 本審査に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）